

機械研削といし取替え試運転特別教育（学科）講習開催のご案内

主催 一般社団法人 岐阜労働基準協会

労働安全衛生法では、事業者が研削といしの取替え又は取扱い時の試運転の業務に労働者をつかせるときは、安全衛生のための特別教育を行わなければならないことと定めています（労働安全衛生法第59条第3項・労働安全衛生規則第36条）。さらに、「安全衛生特別教育規程」において、「機械研削といしの取替え・試運転」と「自由研削といしの取替え・試運転」とに分けてそれぞれ教育科目・時間が定められています。

当協会では、今般「機械研削といしの取替え・試運転」の特別教育を下記により開催しますので、該当する労働者はもれなく受講されますようご案内申し上げます（学科のみ、実技講習は行いません）。

記

1. 講習日時と会場

日 時 令和7年10月28日（火）8時45分開講 受付8時30分から

会 場 岐阜県福祉・農業会館 岐阜市下奈良2-2-1（案内図参照）

TEL 058（201）1598

2. 定 員 50名

3. 受講料（テキスト代・消費税10%を含む）

会 員1名につき 8,360円（うち消費税760円） * 岐阜県内の各労働基準協会会員対象

非会員1名につき 10,560円（うち消費税960円）

4. 申込先 〒500-8152 岐阜市入舟町3-10 一般社団法人 岐阜労働基準協会

TEL 058（246）0863 FAX 058（247）4866 にてお申込みください。

*E-mail (gifukyokai20@wind.ocn.ne.jp) でも申込み可能です。

申込書を添付のうえ、お申込みください。

但し、定員になり次第締切ります。

5. 振込先 十六銀行 田神出張所 普通預金 0137981 一般社団法人 岐阜労働基準協会

講習の1週間前までに納付してください（振込手数料は、振込人負担でお願いします）。

ご都合により受講されない場合、10月27日（月）午前中までにその旨ご連絡がないときは、受講料はお返しできません。

6. 修了証の交付

講習の全科目を修め、修了試験に合格した方に当日修了証を交付いたします。

7. 講習科目

	科 目	時 間
学 科	機械研削用研削盤、機械研削用といし、取付具等に関する知識	4時間
	機械研削用といしの取付方法及び試運転の方法に関する知識	2時間
	関係法令	1時間

8. 受講票（A4用紙）・筆記用具を持参して下さい。

（注）貴重品は各自が責任をもって管理して下さい。

駐車場には限りがありますので、なるべく公共交通機関でお越しいただくようお願いします。

機械研削といし取替え試運転特別教育 申込書 兼 受講票

受講番号	ふりがな 氏名	生年月日	昭和 平成	年	月	日
★主催者記入欄	ふりがな 現住所					
	令和7年10月28日	会場	岐阜県福祉農業会館（岐阜市下奈良2-2-1） 8時45分開講（受付8時30分から）			

上記のとおり受講料 名分 円を 現金（1週間前までに協会へ持参）にて申込みます。
振込（ 月 日予定）

令和 年 月 日

郵便番号

所在地

事業所名

担当者名

T E L

F A X

※必ずご記入ください。受講番号を記入しFAXにて返信します（FAXのない場合は郵送します）。

※E-mailの方は申込時のアドレスに返信します。

申込後1週間経過しても返信がない場合は、お手数ですが058-246-0863までご連絡ください。

協会名または支部名	
-----------	--

※ ご提出いただきました個人及び企業・団体等に関する情報は、当協会が責任を持って管理し、申込みいただきました講習会の適正な運営のため以外には使用いたしません。

お問合せ先 一般社団法人 岐阜労働基準協会
岐阜市東栄町3丁目4番地3
TEL 058-246-0863

◆コメント◆

請求書について、下記に○を付けてください。

不要・必要（FAX又はE-mailにて送付）

☆請求書が必要な方のみ

原本：不要・必要（受講日に角印を押印したものをお渡しします）